

令和8年度 坂城町コトづくりイノベーション補助金 募集要領

補助金の概要

1 趣旨

「モノづくり」から「コトづくり」への展開を支援することを目的に、坂城町内の意欲ある事業者等が実施する地域課題解決等のための新製品開発に要する経費の一部を助成し、新たな価値創造による地域産業の振興と活性化を図ります。

2 補助対象者

補助の対象となる者は、次に掲げる者とします。

- (1) 坂城町内に主たる事業所を有する事業者
- (2) 坂城町内に主たる事務局を有し、町内事業者が半数以上を占めるグループ又は団体
- (3) 坂城町内事業者を代表企業とし、企業、大学、研究機関等の複数の団体が集まって構成するグループ

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は次に掲げる事業とします。

- (1) 町内ニーズに対応した新製品開発等に取り組む事業
- (2) 町内資源を活用した新製品開発等に取り組む事業

※以下の事業は補助対象とはなりません。

- ◇既存の製品の販路開拓のみを目的とした事業
- ◇国・県及び国・県等の外郭団体の補助金等の対象となっている事業

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は次に掲げる経費とします。〔詳細は別表1を参照〕

- (1) 原材料及び副材料の購入に要する経費
- (2) 機械装置及び工具器具の購入、試作、改良、据付け又は借用に要する経費
- (3) 外注設計及び外注加工に要する経費
- (4) 工業所有権の導入に要する経費
- (5) 技術指導の受入れに要する経費
- (6) その他町長が特に認める経費

5 補助率及び限度額

補助率及び限度額は以下のとおりとします。

- (1) 補助率：補助対象経費の2分の1以内
※ただし、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業の場合、補助対象経費の3分の2以内
- (2) 限度額：1件あたり100万円以下

※補助金額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てとします。

6 補助対象期間

補助事業の補助期間は1年とし、補助金交付決定の日から翌年3月末日までに実施する事業を補助対象とします。

なお、同一事業で町長が認める場合には、最大3回まで補助金を利用することができるものとします。

(毎年度、交付申請をして、交付決定をされる必要があります。)

応募の手続き

7 応募期間及び応募方法

令和8年度(2026年度)の応募受付期間は、令和8年(2026年)4月1日から5月15日までとします。

期限までに応募書類(提出書類)を坂城町商工農林課に直接持参又は郵送により提出してください。

※受付期限後の応募書類の追加・修正はお受けできませんので、余裕を持ってご提出ください。

8 応募書類(提出書類)

応募の際に提出する書類は、次に定める書類とします。

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 提案書
- (4) 収支計画書
- (5) 確認書類〔住民票・定款・規約等、決算書(直近2期分)、町税の納税証明書〕

※提出いただいた書類は返却しませんのでご承知おきください。

審査

9 補助金交付事業の選定基準

以下の事項について審査を行い、補助事業を選定します。

- (1) 地域ニーズの妥当性
- (2) 活用資源の妥当性
- (3) 地域課題の解決による地域への貢献度
- (4) 計画性/実現性(事業計画の明確度と技術的な実現の可能性)
- (5) 遂行能力(取組体制、支援体制、資金力、継続性)

10 審査について

申請書類の内容審査後、当該分野の研究者及び学識経験者等による審査会（申請者によるプレゼンテーション）に諮り、その結果を基に事業採択の可否を決定します。

11 補助事業者の義務、制限等

坂城町コトづくりイノベーション補助金の採択を受けた事業者等は、次の事項を遵守することとします。

◇補助事業の公表

- (1) 選定された事業については、事業者名、事業概要等の公表を原則とし、町ホームページ等で公開します。
- (2) 補助事業終了後、その成果についての報告会への出席及び公表を原則とし、町ホームページ等で公開します。

◇補助金の交付時期

補助金の交付時期は、補助事業の完了後となります。

◇実績報告書等の提出

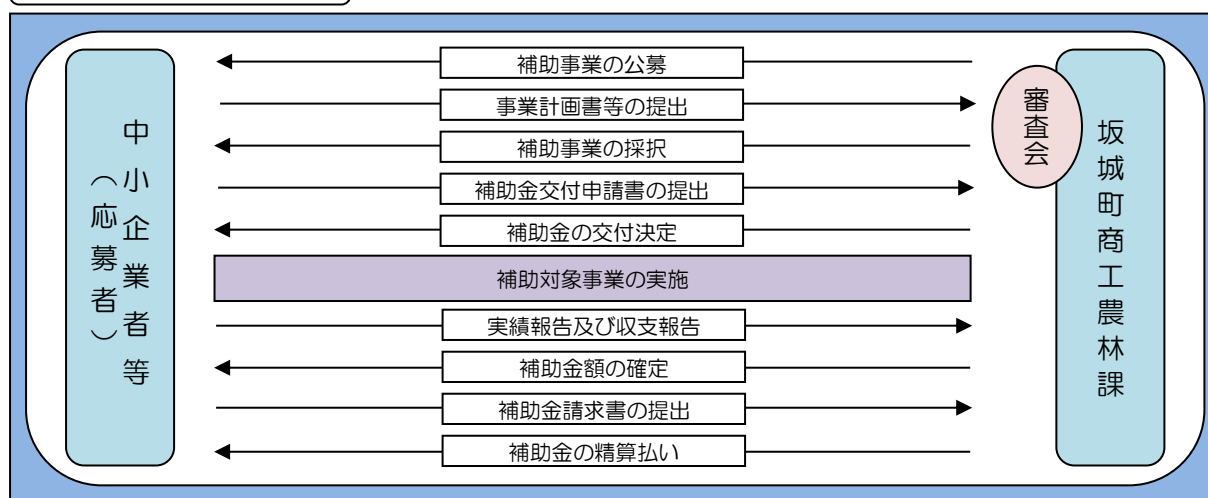
- (1) 補助事業終了後、速やかに実績報告書を提出していただきます。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助金交付年度終了後5年間保管していただきます。

◇補助金の返還義務

次の場合は、補助金の全額又は一部を返還していただくことがあります。

- (1) 偽り又は不正の手段により、補助金の給付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。
- (3) 補助を受けた設備等を処分したとき。

事業スキーム



【問合せ先】 坂城町商工農林課商工観光係
TEL : 0268-82-3111 (内線 154)
FAX : 0268-82-3138
E-mail : shoukou@town.sakaki.lg.jp

経費区分	内 容
原材料及び副材料の購入に要する経費	開発品の構成部分、開発等の実施に直接使用し消費される原料、材料及び副資材の購入に要する経費
機械装置及び工具器具の購入、試作、改良、据付け又は借用に要する経費	1) 当該開発に用いる器具・道具類の購入、借用に要する経費 2) 当該開発に必要な機械装置の購入、借用に要する経費 3) 当該開発に必要な機械装置を自社で制作する場合の部品の購入に要する経費 4) 測定、分析、解析、評価等を行う機械装置の購入、借用に要する経費
外注設計及び外注加工に要する経費	1) 自社内で不可能な当該開発の一部について、外部の事業者等に外注する場合に要する経費 2) 製品デザインに係るデザイナーへの委託契約等に要する経費
工業所有権の導入に要する経費	1) 開発した製品の特許・実用新案・意匠権等の出願に要する経費 2) 特許・実用新案・意匠等を他の事業者・個人から譲渡又は実施許諾（ライセンス料を含む）を受けた場合に要する経費
技術指導の受入れに要する経費	1) 外部専門家から技術指導を受ける場合に要する経費 2) 共同研究を必要とする場合に要する経費
その他町長が特に認める経費	当該開発において、上記対象経費以外の経費で、特に必要があると認められる経費

※ただし、以下のものは対象外とします。

- (1) 生産ラインで使用する生産設備
- (2) パソコンなどの汎用性の高い機器等
- (3) 消費税及び地方消費税に相当する額

事業イメージ

町内ニーズに対応した新製品開発 〔集積する技術や知識の活用〕

事例 1：農家の声を基に、農作業の効率化に向けた機械・道具・部材の開発

事例 2：有害鳥獣対策に向けた機械・道具・部材の開発

事例 3：松枯れ被害木を活用したバイオマスエネルギーの開発

町内資源を活用した新製品開発 〔特産品振興と地域 PR〕

事例 1：「ねずこん」を活用したキャラクターグッズ

事例 2：バラを活用した食品や化粧品等の開発

事例 3：文化財・景勝地・地元の料理等を組み合わせた周遊観光プログラムの開発